

# 未払賃金が請求できる期間などが延長されます

## 労働基準法の一部改正

2020年4月1日以降に  
支払われる賃金に適用されます

### 改正のポイント

## 全ての労働者の皆さまが対象です

### 1 賃金請求権の消滅時効期間の延長

賃金請求権の消滅時効期間を5年（これまででは2年）に延長しつつ、**当分の間はその期間が3年**となります。

※退職金請求権（現行5年）などの消滅時効期間に変更はありません。

### 2 賃金台帳などの記録の保存期間の延長

賃金台帳などの記録の保存期間を5年に延長しつつ、**当分の間はその期間が3年**になります。

※併せて、記録の保存期間の起算日を明確化しました。

### 3 付加金の請求期間の延長

付加金を請求できる期間を5年（これまででは2年）に延長しつつ、**当分の間はその期間が3年**となります。

	改正前		改正後
賃金請求権の消滅時効期間	2年	⇒	5年（当分の間は3年）
記録の保存期間	3年	⇒	5年（当分の間は3年）
付加金の請求期間	2年	⇒	5年（当分の間は3年）

改正のポイントについて、次ページでさらに詳しくご説明します。

ご不明な点やご質問がございましたら、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局または労働基準監督署にお尋ねください。  
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署は、「都道府県労働局」または「労働基準監督署」で検索するか、下記URLにアクセスして参照頂けます。

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## キャリア **ボクシング** ジム

①健康コース ②選手コース

- ◆沖縄空手 ◆自成一派空手
- ◆合気道
- ◆実戦護身術 功朗法
- ◆キックボクシング
- ◆子供空手教室 ◆総合格闘技
- 月～金 PM5:00～10:00
- 土 PM4:00～ 9:00
- 日 AM11:00～PM2:00

お問い合わせ Tel (0566)21-2136

刈谷市広小路 6-84-10 (旧朝銀ビル)  
(刈谷市駅 徒歩 4分)

## 手続・相談

労働保険・社会保険の書類作成  
給料計算、就業規則の作成  
人事・労務に関する相談  
事業主、一人親方等の労災加入  
紛争解決手続代理業務

特定社会保険労務士  
**吉浦経営労務事務所**  
労働保険事務組合  
**愛和経営労務協会**

〒448-0813 刈谷市小垣江町中伊勢山 10-1  
☎ (0566) 24-1483 (代)  
<http://www.yoshiura-krj.com/index.html>

**LAP** ISO教育コンサルティング  
Lead Auditor Project Team エルエービー

IATF16949,ISO9001&14001

各種セミナー

- ◆大好評開催中！！
- ◆刈谷商工会員様には特別価格で  
ご案内中！！
- ◆詳しくは

[www.lapj.co.jp](http://www.lapj.co.jp)

